第十四条第三項及び第十五条	調査員	委託管理団体

（期間の変更）

第十三条　市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第十二条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　［略］

3　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十二条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

改正後

職務の種類	部局又は機関	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項に掲げる職務以外の職務	一　内部部局	［略］	［略］
	二　外務省研修所	一～三［略］	［略］
		四　第二号又は前号に規定する官職を補佐し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	指導官補佐
		五　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	所員
	三　大使館及び政府代表部	［略］	［略］
	四　総領事館	［略］	［略］

改正前

職務の種類	部局又は機関	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項に掲げる職務以外の職務	一　内部部局	［同上］	［同上］
	二　外務省研修所	一～三［同上］［号の細分を加える。］	［同上］
		四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	所員
	三　大使館及び政府代表部	［同上］	［同上］
	四　総領事館	［同上］	［同上］

○外務省令第三号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）の一部の施行に伴い、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令（平成二十一年外務省令第六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令（平成二十一年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「準ずる職」の下に「（行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる職を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○外務省令第四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）の一部の施行に伴い、外務職員の標準的な官職を定める省令（平成二十一年外務省令第四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

外務職員の標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令

外務職員の標準的な官職を定める省令（平成二十一年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。